

[事案 25-79] 配当買増年金支払請求

・平成 26 年 3 月 5 日 裁定終了

<事案の概要>

年金受取額が設計書記載の金額と異なることを理由に、実際の年金受取額に上乗せをして支払うことを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 60 年 6 月、設計書を提示され、「5 年毎に年金の受給額もスライド式に増えていく、長生きすればするほど受給額は増えていく」との説明を受け、個人年金保険を契約したが、平成 25 年 6 月の年金受給日に受取った金額は設計書記載金額とは異なっていた。設計書記載金額とは言わないまでも、実際の年金額に 10 万円程度上乗せして支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 設計書記載金額は、契約当時の決算にもとづく配当率・配当数値が、そのまま推移することを仮定した計算結果である。
- (2) 設計書は、将来の支払額を約束するものではない。顧客と当社との約定金額については、保険証券や約款で定めている。
- (3) 設計書の表面には「お受け取りになる年金額は、(略) 今後変動することがあります。したがって将来のお支払額をお約束するものではありません」と明確に記載している。また、パンフレットにも同様の記載がある。
- (4) 設計書には 5 年毎の年金額が記載されているが、これは 5 年毎に年金額がスライド式に増加することを約束するものではなく、約束した年金額に配当金加わることにより受取る年金額が増加することについて平易に記載したものである。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、本契約において設計書記載の年金額が支払われることが契約内容であったとの主張と判断され、また、年金額がスライドするという説明であったという主張を考慮すると、スライドしないことが契約に違反するという主張と判断する。

2. 年金額が設計書記載の金額と異なることについて

本契約の年金額は、設計書に記載があるとおり、保険料積立金と積立配当金を基礎に、据置期間に運用した運用益を加えた金額が年金基金となり、契約によって定められた方法により年金額が決定する。年金額で確定している金額は基準保険金による年金額のみであり、それ以外は配当金により賄われ、配当金は、設計書にも大きく記載されているとおり変動するので、確定的なものではない。

また、保険契約は附合契約であることから、その内容は定款および約款により決まる。本契約の定款では、決算において剰余金が生じたときはその 100 分の 90 以上を社員配当金と

して積み立て、配当準備金を保険約款に定めた方法に従って配当すると規定し、約款で、積み立てた社員配当金を年金基金とすると規定している。

このように、設計書に記載の数値は、あくまでも社員配当金の金額により変動することが予定されており、配当金は会社の剰余金（利益）が原資となることから、利益が少ないか無い場合には、配当金は減少し、年金額も当初の見込みより減少することは明らかである。

よって、契約上は配当金額について確定的なものとはされていないことから、設計書記載の金額を支払う契約が成立したものとは認められない。

3. 年金額のスライドについて

パンフレットにあるとおり、年金額が増加するしくみは、年金開始後の配当金を原資として、これを段階的に配分するものであるから、配当金が存在することが前提となる。配当金は毎年の利益から一定の方式により計算した金額が契約者に支払われるため、利益が存在したことが前提であり、その金額等は確定的なものではない。このことは設計書に「年金額は…配当金により増額されたものを含んでおり、今後変動することがあります。したがって将来のお支払い額を約束するものではありません」と記載されていること等からも明らかである。

また、本件において、この年金開始後の配当金にもとづく年金額の増加があるか否かは未だ不明の状態であり、したがって、年金が受給開始後増加しないと確定しているとはいえ、申立人の主張は認められない。

なお、この年金額の増額について、募集人の説明内容によっては本件の法的判断に影響を与えることもありえるが、本契約は約 30 年前になされたものであり、現段階においてこれを明らかにすることは不可能であることから、この点は考慮しない。